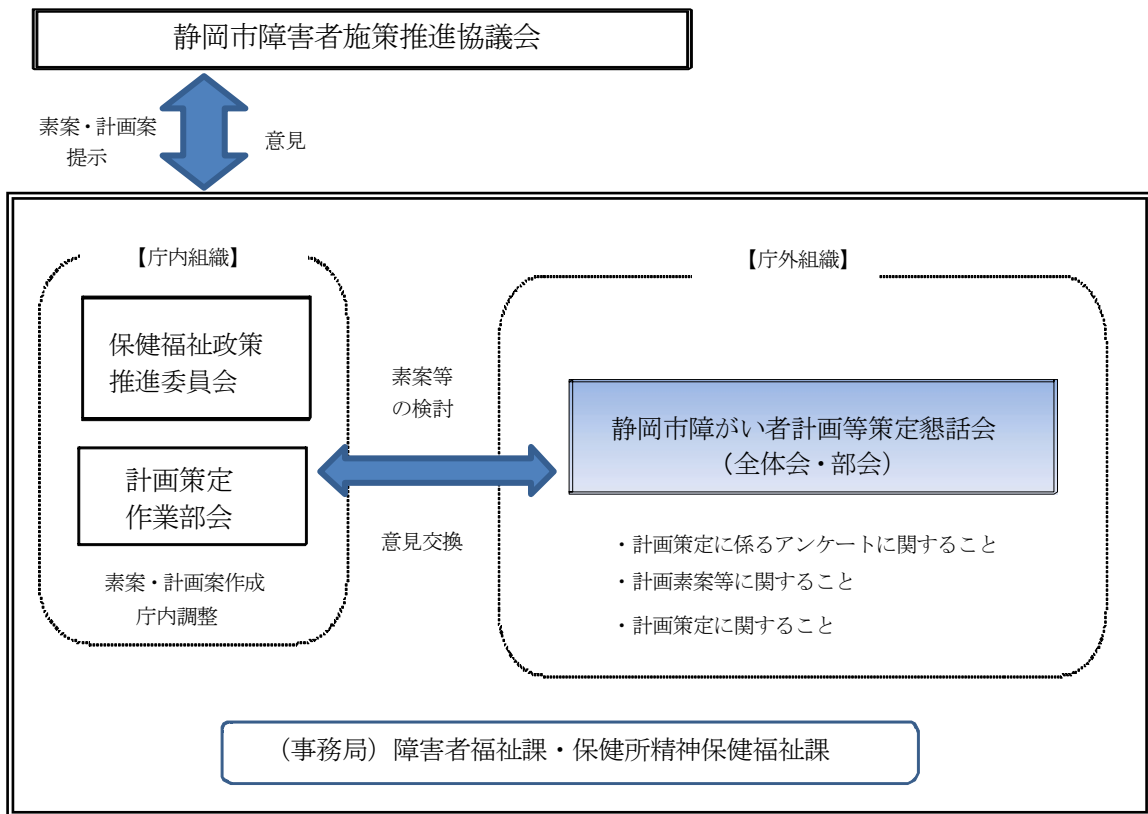


## 次期障がい者計画等の策定について

障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく市町村障害者計画である、「静岡市障がい者計画（平成 24 年度～平成 26 年度）」及び障害者総合支援法第 88 条に基づく「第 3 期静岡市障がい福祉計画（平成 24 年度～平成 26 年度）」の期間満了にあたり、次期計画を策定する。

### 1 計画の策定体制

策定段階から関係団体との意見交換により計画を策定するため、「静岡市障がい者計画等策定懇話会」を設置し、関係各職員からなる庁内組織と意見交換をしながら計画素案等を作成し、両者の意見を反映させたものを障害者施策推進協議会に諮ることで、専門的見地での意見を伺いながら計画策定を進める体制とする。



## 2 策定に向けた今後のスケジュールについて

実施時期	実施内容	協議会等
H26. 4	委託業者の決定、調査票の発送準備	随時、策定懇話会及び施策 推進協議会を開催
H26. 5	アンケート調査の実施	
H26. 6	アンケート結果の集計・分析	
H26. 7～9	計画骨子の検討 関係団体ヒアリングの実施	
H26. 8～11	素案の検討	
H26. 12	パブリックコメントの実施	
H27. 1	パブリックコメントの意見公表	
H27. 2	計画策定	
H27. 3	議会への報告	

## 3 アンケート調査概要

### (1) 調査の目的

次期静岡市障がい者計画を策定するにあたり、障がいのある人の日常生活の実態把握や意見を伺うとともに、一般市民の障がいや障がい施策に対する意識を把握するため。

### (2) 調査対象者及び人数

- 市内にお住いの障がいのある人 5,000 人
  - ① 身体障がいのある人（身体障害者手帳の所持者）
  - ② 知的障がいのある人（療育手帳の所持者）
  - ③ 精神障がいのある人（精神障害者保健福祉手帳の所持者）
- 市内にお住いの 18 歳以上の一般市民 3,000 人

### (3) 調査分野

#### ■障がいのある人

- ① 属性・障がいについて
- ② ご家族や介助者について
- ③ 日常生活について
- ④ 医療費について
- ⑤ 障害福祉サービス・地域生活支援事業の利用について
- ⑥ 地域での生活について
- ⑦ 災害対策について
- ⑧ 保育・教育について
- ⑨ 雇用・就労について
- ⑩ 権利擁護について
- ⑪ 障がい福祉に関する施策について

#### ■一般市民

- ① 属性・暮らしについて
- ② 地域での生活について
- ③ 災害対策について
- ④ 障がいのある人の雇用・就労について
- ⑤ ボランティア活動への参加について
- ⑥ 障がいのある人への理解について
- ⑦ 障がい福祉に関する施策について

